

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-537938(P2004-537938A)

【公表日】平成16年12月16日(2004.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-049

【出願番号】特願2003-518223(P2003-518223)

【国際特許分類】

H 04 R 1/02 (2006.01)

G 10 K 11/162 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/02 101 A

H 04 R 1/02 101 Z

G 10 K 11/16 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月26日(2005.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも部分的に疎水性であるか、又は少なくとも部分的に疎水性になるように処理されている吸着体材料が内部に存在する音響エンクロージャー。

【請求項2】

少なくとも部分的に疎水性であるか、又は少なくとも部分的に疎水性になるように処理されている格納手段内部にある吸着体材料が内部に位置する、音響エンクロージャー。

【請求項3】

前記吸着体材料が活性炭を含む、請求項1又は2に記載の音響エンクロージャー。

【請求項4】

前記吸着体材料が、ケイ素含有化合物を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項5】

前記ケイ素含有化合物が、式：

R<sub>1</sub>R<sub>2</sub>R<sub>3</sub>Si - (CH<sub>2</sub>)<sub>n</sub> - OH

R<sub>1</sub>R<sub>2</sub>R<sub>3</sub>Si - Hal

R<sub>1</sub>R<sub>2</sub>R<sub>3</sub>Si - X - Si - R<sub>4</sub>R<sub>5</sub>R<sub>6</sub>

R<sub>1</sub>Si(OR<sub>2</sub>)(OR<sub>3</sub>)(OR<sub>4</sub>)

R<sub>1</sub>R<sub>2</sub>R<sub>3</sub>R<sub>4</sub>Si

(式中、n = 0～20、X = O、S又はNR、Hal = ハロゲン、かつR<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>、R<sub>3</sub>、R<sub>4</sub>、R<sub>5</sub>及びR<sub>6</sub>の各々が独立して、水素、任意選択的に置換されている、分枝状及び非分枝状のアルキル、アルケニル、アルキニル又はアリール基からなる群から選択される)を有する、請求項4に記載の音響エンクロージャー。

【請求項6】

前記ケイ素含有化合物が、

トリメチルシリルエタノール(TMSE)

ヘキサメチルジシロキサン(HMDSO)

メチルトリメトキシシラン ( M T M S )  
プロピルトリメトキシシラン ( P T M S )  
イソ - ブチルトリエトキシシラン ( i - B T E S )  
オクチルトリエトキシシラン ( O T E S )

から選択される、請求項 4 又は 5 に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 7】

前記炭が、ケイ素含有化合物を約 0 . 1 重量 % から約 2 0 重量 % までの量で含む、請求項 4 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 8】

前記炭が、ケイ素含有化合物を約 3 重量 % から約 6 重量 % までの量で含む、請求項 4 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 9】

前記吸着体材料が格納手段内部に位置し、該格納手段が、吸着体材料をそれぞれ含有する複数の別個のモジュールを含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 10】

前記格納手段が、連結された複数の材料バッグを含む、請求項 9 に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 11】

前記格納手段が、ウェッビングにより連結された複数の材料チューブを含む、請求項 9 に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 12】

前記格納手段が、マルチフィラメント合成織物材料を含む、請求項 9 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 13】

音響エンクロージャーが、防音構造体である、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 14】

音響エンクロージャーが、部屋である、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。

【請求項 15】

音響エンクロージャーが、ラウドスピーカーキャビネットである、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の音響エンクロージャー。